

미래의県土研究会 設置要綱

(目的)

第1条 静岡県内の建設業全体で将来にわたって持続可能な建設発生土の処理を実現することを目指し、関係者間の連携を強化するとともに、建設発生土を取り巻く諸課題について議論し、官民が連携して「ふじのくに土プロジェクト※」を推進するため、미래의県土研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

※ 建設発生土処理に関する官民プロジェクト

(所掌事項)

第2条 研究会は、次の各号に掲げる事項について調査研究等を行う。

- (1) 建設発生土の発生抑制、利活用促進、適正処分に関すること
- (2) 建設発生土情報の共有に関すること
- (3) 建設発生土処理施設に関すること
- (4) 建設発生土の利用基準、土質改良土等の品質基準に関すること
- (5) 建設発生土に関する県民の理解促進に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(地域部会)

第3条 地域の実情に応じた適正処理に向けた検討を行うことを目的に研究会に地域部会を設置する。

(構成)

第4条 研究会は、静岡県、県内市町、静岡県建設業協会、県内に本店を有する建設業者及び建設発生土リサイクル業者、静岡県測量設計業協会、静岡県地質調査業協会、静岡県砕石業協同組合等、県内の建設工事に関係する団体をもって構成する。

2 会長は、必要があると認めるときは、研究会の構成員を追加することができる。

(会長)

第5条 研究会には、会長を置く。

2 会長は、静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課長をもって充てる。

(招集)

第6条 研究会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者をアドバイザー又はオブザーバーとして研究会への出席を要請し、意見や助言を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 研究会は公開を原則とする。ただし、会長が必要と認める時は会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 研究会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課及び静岡県建設業協会をもって構成する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月27日から施行する。

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

ストックヤード整備計画の策定について

静岡県 交通基盤部 技術調査課

1

ストックヤード整備計画 R6.3

～ 建設発生土の適正処理のためのストックヤード設置・運営の手引き ～

背景

- 建設業における環境負荷低減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備を実現するため、建設発生土の有効利用は喫緊の課題。
- また、県内の建設発生土の有効利用率は約7割程度（R1-3平均）であり、目標年である令和9年度以降においても、継続して80%を達成するための取組みが必要。
- 静岡県では、令和5年3月に策定した「建設発生土の処理に関する基本方針」の取組み「利活用促進（土を無駄にしない）」に基づき「**ストックヤードの活用**」を推進。

| | | |
|---|--|---|
| <p>【発生抑制(土を出さない)】 建設発生土の発生を抑制する</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生抑制工法の採用 現場外への発生を抑制 現場内利用の推進 | <p>【利活用促進(土を無駄にしない)】 建設発生土の利用を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定利用の徹底 他工事間での利用拡大 ストックヤードの活用 建設発生土の品質及び環境安全性確保 土質改良土の利用拡大 | <p>【適正処分 (土を不適切に処分しない)】 建設発生土を適正に処分する</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設発生土処理施設情報の公表 民間残土処理施設の整備促進 ICTの活用、DXの推進 |
|---|--|---|

図：建設発生土の処理に関する基本方針に基づく取組み



図：建設発生土の有効利用率の推移

ストックヤード整備計画とは

建設発生土の適正処理のためには、利用可能な土砂の処分をさらに低減する必要があり、土砂を一時的に仮置きし、工事間の利用時期や量・質の調整を行うストックヤードの整備が必要。

建設発生土のストックヤードを整備・運営するにあたり**必要となる手順や考え方をまとめた手引書**として、令和6年3月に策定。

2

章立て / 内容

導入

1 建設発生土をめぐる背景

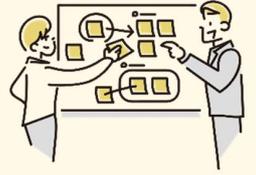
- ✓ 建設発生土の概要、区別
- ✓ 関係法令、県盛土条例の紹介
- ✓ 県内の建設発生土の発生土量、有効利用の状況



準備計画

2 スtockヤードの概要

- ✓ スtockヤードを活用した建設発生土の利活用
- ✓ スtockヤードの役割、種類、機能・設備等
- ✓ 官民連携したstockヤードの運営



整備運営

3 スtockヤード整備（調査・設計・工事）

- ✓ 地域別の発生土量及び必要な面積確保
- ✓ 設置場所決定の考え方、抽出方法、申請手続き
- ✓ 設計、住民説明、施設整備、運営における留意点



Check!!

- 本計画は、県に限らず、どなたでも参考にいただけます。
- スtockヤードは、土砂の発生元と利用先を、あらかじめ調整した上での利用を心掛けてください。

3

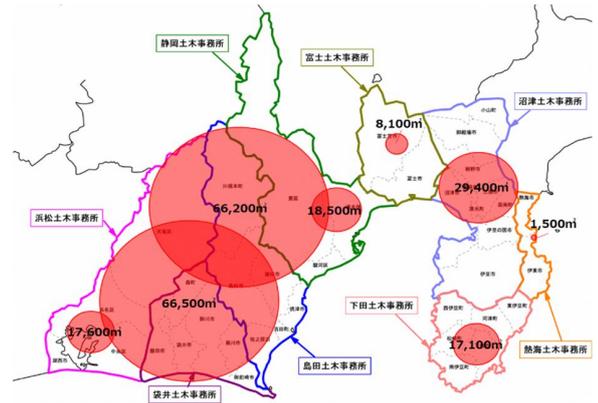
4つのポイント 1/2

ポイント 1

地域毎に建設発生土の処理状況の特徴を整理

県下における有効利用率80%を達成するためには、地域ごとの建設発生土の状況を把握することが重要です。

stockヤード整備計画では、「地域ごとに取り扱われる土量、種類」や「stockヤードの整備が効果的である地域」の把握を行っている。



ポイント 2

適正処理のための関係法令を紹介

stockヤードの整備・運営においては、各関係法令を遵守した上で、届出や手続きを行う必要がある。

整備計画では、資源有効利用促進法や県盛土条例など、整備・運営にあたり必要な法令を列挙し、建設発生土の適正な処理を実現するためのツールとしてお使いいただけるよう紹介している。

| 法令等の目的 | 関連行為 | 関係法令等 |
|-----------------|-----------|---|
| 土砂等の堆積や搬入行為の適正化 | 土砂等の搬入・堆積 | 宅地造成及び特定盛土等規制法（資料2） 静岡県盛土等の規制に関する条例（資料2） 市町が定める盛土等の規制に関する条例 |
| | 土砂等の処理 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 土壌汚染対策法 |
| 土地利用事業の適正化 | 建築物の建築等 | 建築基準法 市町による土地利用事業の適正化等の指導要綱 |
| | 宅地造成 | 都市計画法 |
| 土砂採取等の適正化 | 土砂の採取・搬出 | 鉱業法、採石法 砂利採取法、静岡県土採取等規制条例 |
| | | 森林法 |

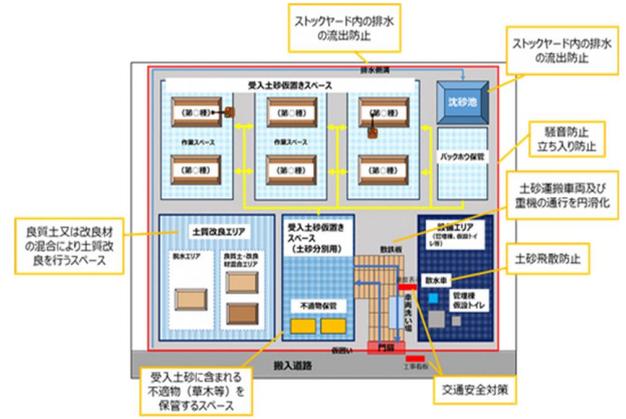
4

ポイント 3

望ましい機能や設備等の考え方を紹介

設計にあたっては、排水、散水、車両洗浄、保安・防犯など必要な設備を検討することが想定され、「どんな施設が必要なのか」や「土質改良を行う施設とするか」など多くの検討事項が存在。

整備計画では、設置が望ましい設備等や、上記の地域ごとの建設発生土の状況とあわせて、ストックヤードの設計に役立つ情報や申請等の手順、さらには周辺環境との調和を図るための環境対策などをまとめている。



ポイント 4

管理・運営における手順を紹介

管理や運営にあたっては、建設発生土を単に仮置きするだけでなく、受入れ後の記録や受領証の発行、土砂を種類ごとに分別、法令に沿って保管などの作業が必要となる。

また、加えて有効利用のため搬出先の品質基準を考慮して土質改良を行うなどの作業も想定される。

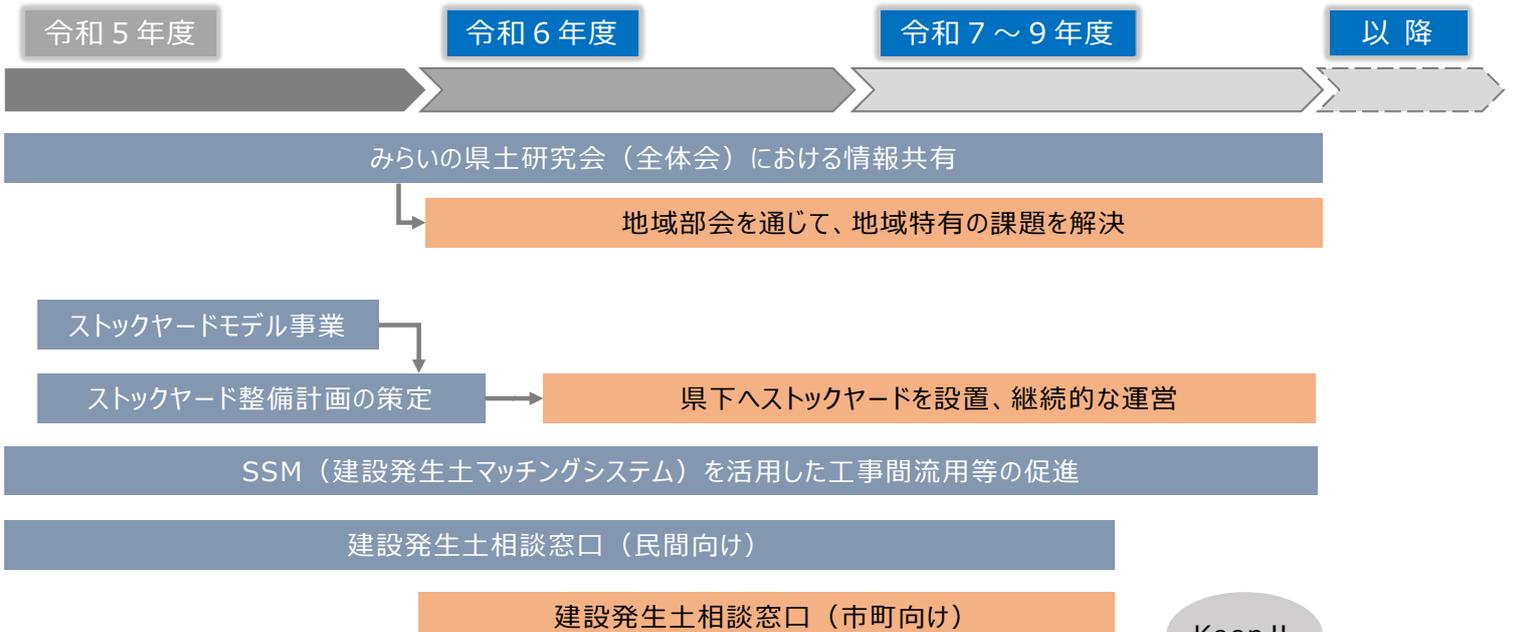
整備計画では、建設発生土の受入れから搬出までに必要な作業のポイントを整理し、官民連携したストックヤードの管理・運営手順をまとめている。



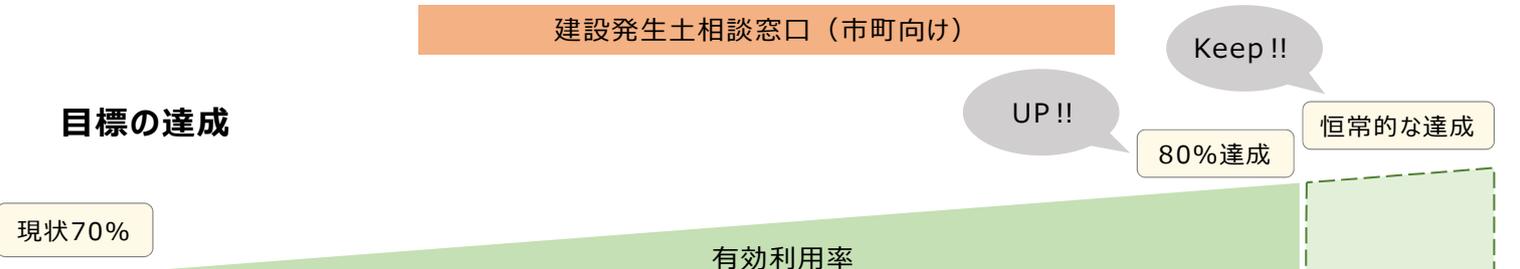
今後の予定

ロードマップ (案)

凡 継続した取組
例 今年度実施



目標の達成



未来の県土研究会での今後の取組

- 1 第4回未来の県土研究会後のアンケート
- 2 今後の取組

1 第4回未来の県土研究会後のアンケート

第4回みらいの県土研究会後のアンケート

1 スtockyard整備計画

- 整備**
- 1-① 盛土規制法により立地に関する条件が厳しくなるのでは
 - 1-② 公共設置の場合と民間設置の場合で適用される法令が異なる

- 盛土規制法については、規制対象外となるのは、農地等と道路、公園、河川等の公共施設用地とされています。
- 設置場所によって適用される法令が異なりますので、建設発生土の処理施設の整備を検討する場合は、県技術調査課に技術相談窓口を設けていますので、ご相談ください。

○ 盛土規制法

【宅地】（法2条第1号）

農地、採草放牧地及び森林（農地等）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（公共施設用地）以外の土地

| | | |
|----|--|---|
| 政令 | 政令で定める公共の用に供する施設 | <ul style="list-style-type: none"> • 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの • 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの |
| 省令 | その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> • 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 |
| 省令 | 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> • 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設 |

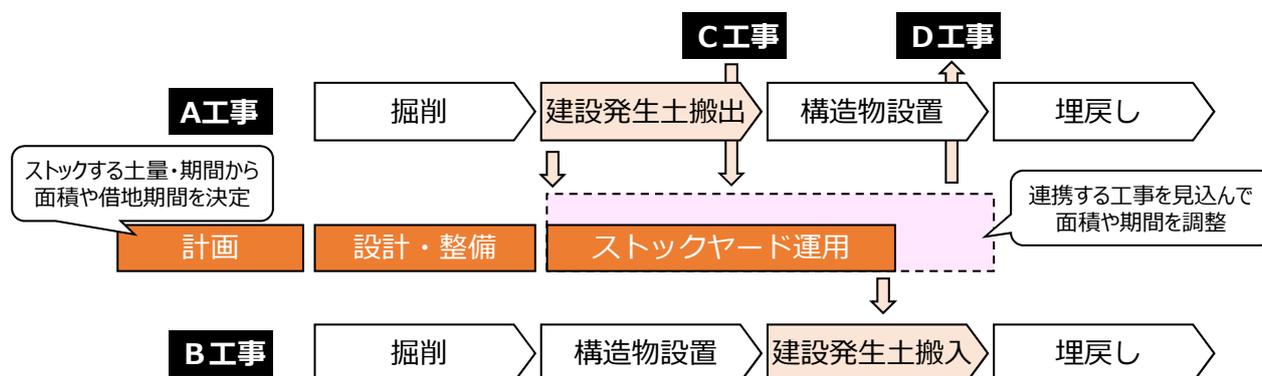
11

第4回みらいの県土研究会後のアンケート

1 スtockyard整備計画

- 運用**
- 1-③ 受入条件を明確にしておく必要があるのでは
 - 1-④ スtockyardでの受入は工事間での利用調整が行われたもののみ限定することが必須である
 - 1-⑤ 受入に際して、良質土と不良土を見分けられる人が必要である
 - 1-⑥ 市町工事に於いて、県で整備するStockyardを利用させてほしい

- Stockyardが搬入超過による機能不全に陥ることを防ぐため、計画段階において、どういった土砂を対象とするのか等のルールを定めることが必要です。また、ルールには、静岡県建設発生土マッチングシステム（SSM）を活用して土量や時期を調整しておくことや、受入や搬出の際に土砂の状況を確認する等の手続きを盛り込んでおくことが推奨されます。
- 整備計画で想定しているStockyardは、コストを抑制するために必要最低限の面積と期間での設置を前提としています。このため、計画の段階で土量、期間及び費用の調整が必要です。



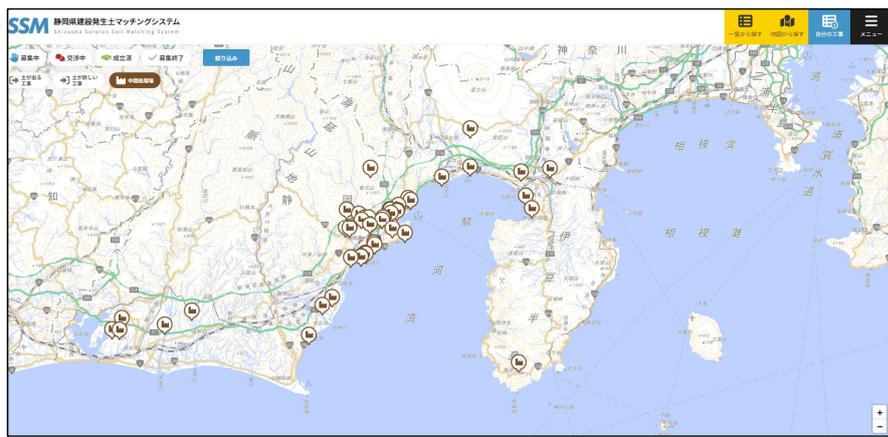
12

1 スtockyard整備計画

今 1-⑦ 公共設置だけでなく民間設置のストックヤードも有効に活用していくべき
 後 1-⑧ 今後必要になってくる施設であり、増設していくことが望まれる

- スtockyardを効率的に運営していくには、工事を行う場所やストックする土量を見込んで設置することが重要です。そのためには、どこの工事からいつ、どれだけ、どういった土砂が発生するのか情報を共有することが必要であり、解決方法のひとつとしては、SSMの活用が考えられます。
- スtockyardは必ず公共で設置しなければならないものではなく、設計において、工事場所や状況に応じて最適な施設を選択します。公共工事において新たに設置する場合と比較し、コスト面等有利な場合は民間設置のストックヤードが選択されます。

SSM 静岡県建設発生土マッチングシステム
 Shizuoka Surplus Soil Matching System



2 建設発生土処理施設一覧表

- 2-① 掲載されている施設数は増えているが、他市からの持ち込みは断られてしまう
- 2-② 県の一覧表は参考とし、県とは別に市内の処理施設については年1回見積を徴取している
- 2-③ 近隣の処理施設を把握することができ、助かっている
- 2-④ 施設の状況が確認しやすくなった

- 一覧表は、本県工事の積算における建設発生土処分費の参考とするために徴取した見積をまとめ、公表しているものです。単価や受入条件については、民間工事や市町工事等県工事以外では異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 中間処理場については、国のストックヤード運営事業者登録制度運用開始後、その登録状況も掲載しています。今後、最終処分場と中間処理場と分けて掲載する等さらにわかりやすい情報の提供に取り組んでいきます。

情報を確認した時点やストックヤードの登録状況等を掲載するようにしました

令和6年度(上期) 建設発生土処理施設一覧表

| No. | 事業者 連絡先 | 事業者 住所 | 施設種類 | 施設所在地 | 受入可能 量(m3) | 登録 区分 | 法令許可 等 | 受入 時期 | 建設発生土受入単価(円/m ³ :ほくした状態) | | | | | | | | | | 受入条件 | 備考 |
|-----|--------------------------------|-------------------------|--------------------|---|---------------|----------|------------|-----------------------------|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|---|-----|
| | | | | | | | | | 第1種埋 戻土 | 第2種埋 戻土 | 第3種埋 戻土 | 第4種埋 戻土 | 第5種埋 戻土 | 第6種埋 戻土 | 第7種埋 戻土 | 第8種埋 戻土 | 第9種埋 戻土 | 第10種埋 戻土 | | |
| 1 | 建設 赤羽ヤード13番 0558-62-5532 | 東静岡 南伊豆町 1098-3 | 処分場(埋戻) ストックヤード | 東静岡 南伊豆町 22-1 15-1 15-2 15-6 | 6,000 | ○ | 土留め 埋戻地 | (甲) 8~17 (乙) 17~22 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | 18,000 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | 6,000 | 21,000 | - | ※埋戻土は一律+200円/㎡、産業廃棄物、ゴミ等埋戻土はもとの受入不可 ※セメント系土は建設発生土埋戻土による六価クロム濃度超過を要確認 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 | 埋戻地 |
| 2 | 建設 建設発生土処理 0558-62-6172 | 東静岡 南伊豆町 15 | 処分場 (埋戻地) | 東静岡 南伊豆町 22-1 15-1 15-2 15-6 | 7,000 | ○ | 埋戻土 埋戻地 | 6:00~ 17:00 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | 18,000 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | 6,000 | 21,000 | - | ※埋戻土は一律+200円/㎡、産業廃棄物、ゴミ等埋戻土はもとの受入不可 ※セメント系土は建設発生土埋戻土による六価クロム濃度超過を要確認 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 | 埋戻地 |
| 3 | 建設 建設発生土処理 0557-51-3145 | 伊豆市 宮内町 1317-3663 | 処分場(埋戻) | 伊豆市 宮内町 1317-3663 | 19,000 | ○ | 埋戻土 埋戻地 | 8:30~ 16:00 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 7,000 | 7,000 | - | ※埋戻土は一律+200円/㎡、産業廃棄物、ゴミ等埋戻土はもとの受入不可 ※セメント系土は建設発生土埋戻土による六価クロム濃度超過を要確認 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 | 埋戻地 |
| 4 | 木村土木 建設事務所 055-948-1332 | 伊豆の国市 1396-2 | ストックヤード | 沼津市下青真 1018-10 | - | ○ | 埋戻土 埋戻地 | 8:00~ 17:00 | 9,300 | 9,300 | 9,300 | 12,000 | 9,300 | 9,300 | 9,300 | - | 16,800 | - | ※埋戻土は一律+200円/㎡、産業廃棄物、ゴミ等埋戻土はもとの受入不可 ※セメント系土は建設発生土埋戻土による六価クロム濃度超過を要確認 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 | 埋戻地 |
| 5 | 木村土木 建設事務所 055-948-1332 | 伊豆の国市 1396-2 | 土質改良プラント | 沼津市下青真 1-11 | - | ○ | 埋戻土 埋戻地 | 8:00~ 17:00 | 9,300 | 9,300 | 9,300 | 12,000 | 9,300 | 9,300 | 9,300 | - | 16,800 | - | ※埋戻土は一律+200円/㎡、産業廃棄物、ゴミ等埋戻土はもとの受入不可 ※セメント系土は建設発生土埋戻土による六価クロム濃度超過を要確認 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 ※埋入の際、土留め等による汚染の恐れがある場合は土留め埋戻土に土壌分析調査を要する。 | 埋戻地 |

3 静岡県建設発生土マッチングシステム

- 3-① 中間処理場からすると、その先の有効利用や最終処分先がない現時点ではメリットは少ない
- 3-② 登録数やマッチング数等利用状況を提供してほしい
- 3-③ リアルタイムで状況が確認できるため、有効性が高いと感じる
- 3-④ 新機能で画像を登録できるようになり、どのような土砂かわかりやすくなって良かった

- ・システムに登録されている情報から、時期や地域においては、建設発生土の発生だけでなく不足している状況がわかります。
- ・システムの利用状況に関する公表についてですが、情報の公表が本来目的であるマッチングの促進に寄与するものではないので、現時点では考えていません。

○ S S Mの登録状況 (R6.8.15時点) 単位: 万m³

| | 土がほしい工事 | 土が出る工事 | |
|-----|---------|--------|------|
| 静岡県 | 25.6 | 41.0 | |
| 下田 | 0.0 | 0.0 | |
| 熱海 | 0.2 | 0.5 | |
| 沼津 | 1.0 | 14.6 | 土が発生 |
| 富士 | 0.2 | 5.3 | |
| 静岡 | 0.0 | 10.1 | |
| 島田 | 13.5 | 5.3 | 土が不足 |
| 袋井 | 10.5 | 5.0 | |
| 浜松 | 0.2 | 0.2 | |

4 今後の展開・その他

- 4-① 引き続き、県内の状況について情報提供してほしい
- 4-② 情報共有を図ることが課題解決に結びつくことを期待する
- 4-③ 資源有効利用促進法への適切な対応が重要だと感じる
- 4-④ 県は県発注工事に重点をおき、市町との連携は当分先になりそうである
- 4-⑤ 発生土を材料として再生材を良質なものに改良する方法等の研究が継続されることを望む
- 4-⑥ 静岡県版リサイクル原則化ルールの見直しが必要である
- 4-⑦ 発生土の再利用が進んでいる影響か、新材や再生材の利用が減っている
- 4-⑧ スtockヤード、残土処分場は民間事業者の領域である
- 4-⑨ 役場内に建設発生土を所管する課がない
- 4-⑩ 市内には発生土を受け入れる施設がなく、他市町にある処理施設へ搬出するしかない
- 4-⑪ 現在搬出している処分場も満杯となってしまうので、次のことを検討していかなければと思う
- 4-⑫ 実際の現場では現場間での利用や土質改良土の利用は難しい
- 4-⑬ 草混じり土の対応について苦慮している
- 4-⑭ 発注時と土質区分がなった場合の変更契約事務の取扱いに課題を感じる
- 4-⑮ 工事間で利用する際の物性や成分の試験項目、その明示等についてルール化されると現場での対応が円滑になるのではないかと
- 4-⑯ 有効利用に関わらず、まずは建設発生土を受け入れる施設が増えないと工事ができなくなるのではないかと危惧している
- 4-⑰ 処分価格の高騰による事業進捗の遅延が懸念される

2 今後の取組

今後の取組

取組方針

- 方針 1 資源有効利用促進法の省令改正へ適切に対応
- 方針 2 スtockヤード整備計画を元に、各土木事務所管内へのstockヤード整備を進める
- 方針 3 미래の県土研究会を各地域でも開催し、地域で異なる状況に応じた建設発生土の適正処理を目指す
- 方針 4 建設発生土の最終処分場のあり方について検討

(第4回未来の県土研究会)

方針 1 資源有効利用促進法の省令改正へ適切に対応

中間処理場へのアンケート

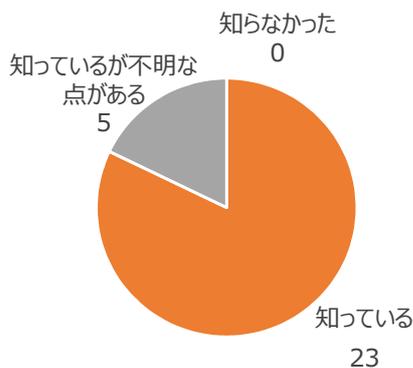
目的 資源有効利用促進法省令改正への対応状況把握

方法 省令改正の内容に関するチラシを配布するとともにメールによるアンケート調査を実施

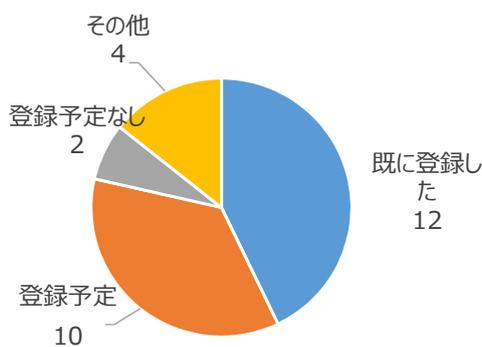
対象 建設発生土処理施設一覧表に掲載されている中間処理場運営事業者（28社から回答）

時期 令和6年5月

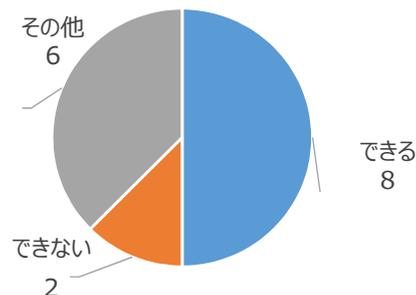
省令改正について知っていましたか



ストックヤード運営事業者登録制
度について



区分管理の対応はできますか



- 改正内容について不明な点については個別に回答した

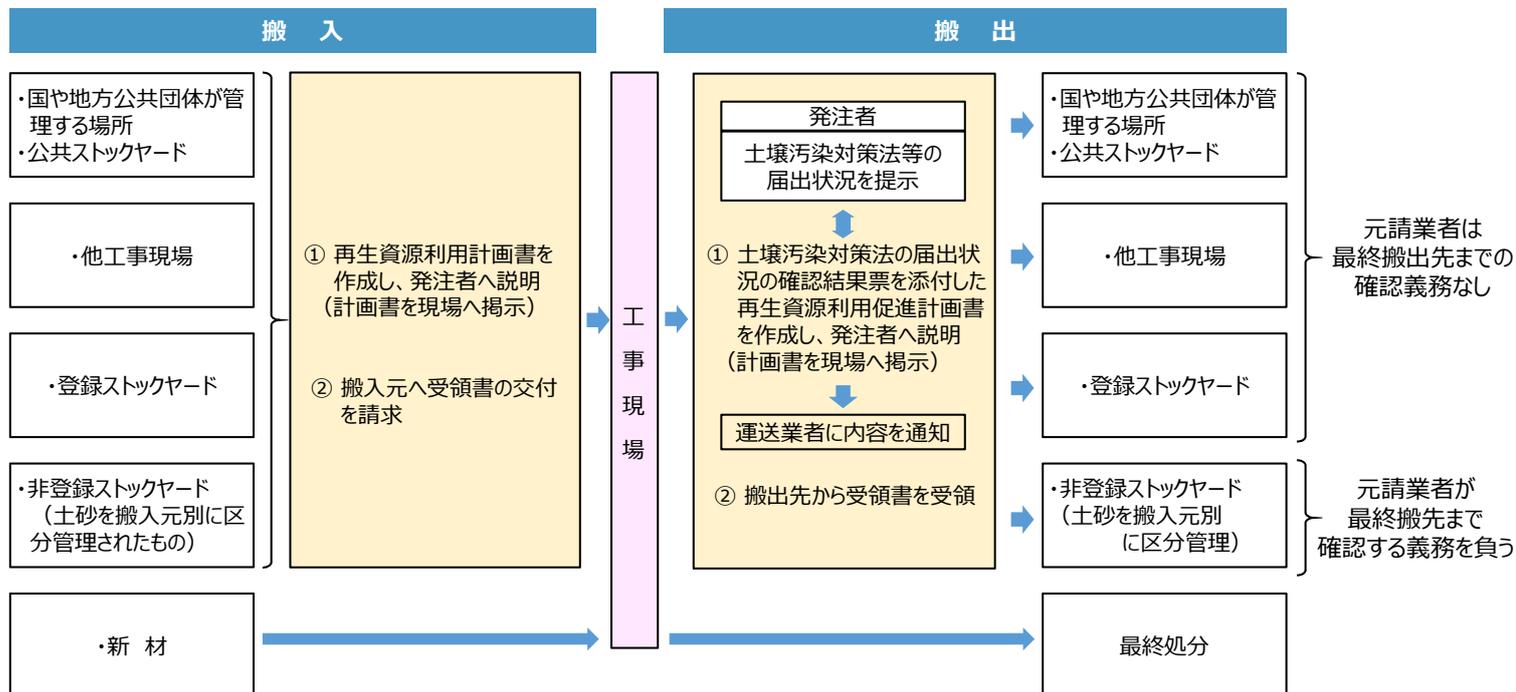
方針 1 資源有効利用促進法の省令改正へ適切に対応

各種団体への説明

- 各種団体からの依頼に応じる等改正内容とその対応について説明を実施

【建設発生土の搬入出量500m³以上の場合】

…元請業者が実施



※ 静岡県土木工事共通仕様書を適用する工事では、再生資源利用(促進)計画書は搬入出量に関わらず作成が必要

方針2 スtockyard整備計画を元に、各土木事務所管内へのStockyard整備を進める

- Stockyardを整備する際の手引書として、モデル事業の結果を踏まえて「Stockyard整備計画」を策定
- Stockyard整備計画を活用し、産学官で構成するみらいの県土研究会での情報共有や意見交換を踏まえ、県内に展開

| モデル事業 | | |
|--|---|---|
|  |  |  |
| 東部（沼津土木事務所管内） | 中部（静岡土木事務所管内） | 西部（浜松土木事務所管内） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・Stockyardが搬入超過で機能不全に陥らないよう、静岡県建設発生土マッチングシステムを活用し、発生元工事と搬出先を調整した上でストック | | |

| Stockyard整備計画 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・Stockyardを整備する際に必要となる基礎調査、施設の設計・整備、運営上のルールなどの考え方を体系的にとりまとめ ・県だけでなく民間事業者や市町がStockyardの整備を行う際に利用することも想定 |

Stockyardの整備を県内に展開

21

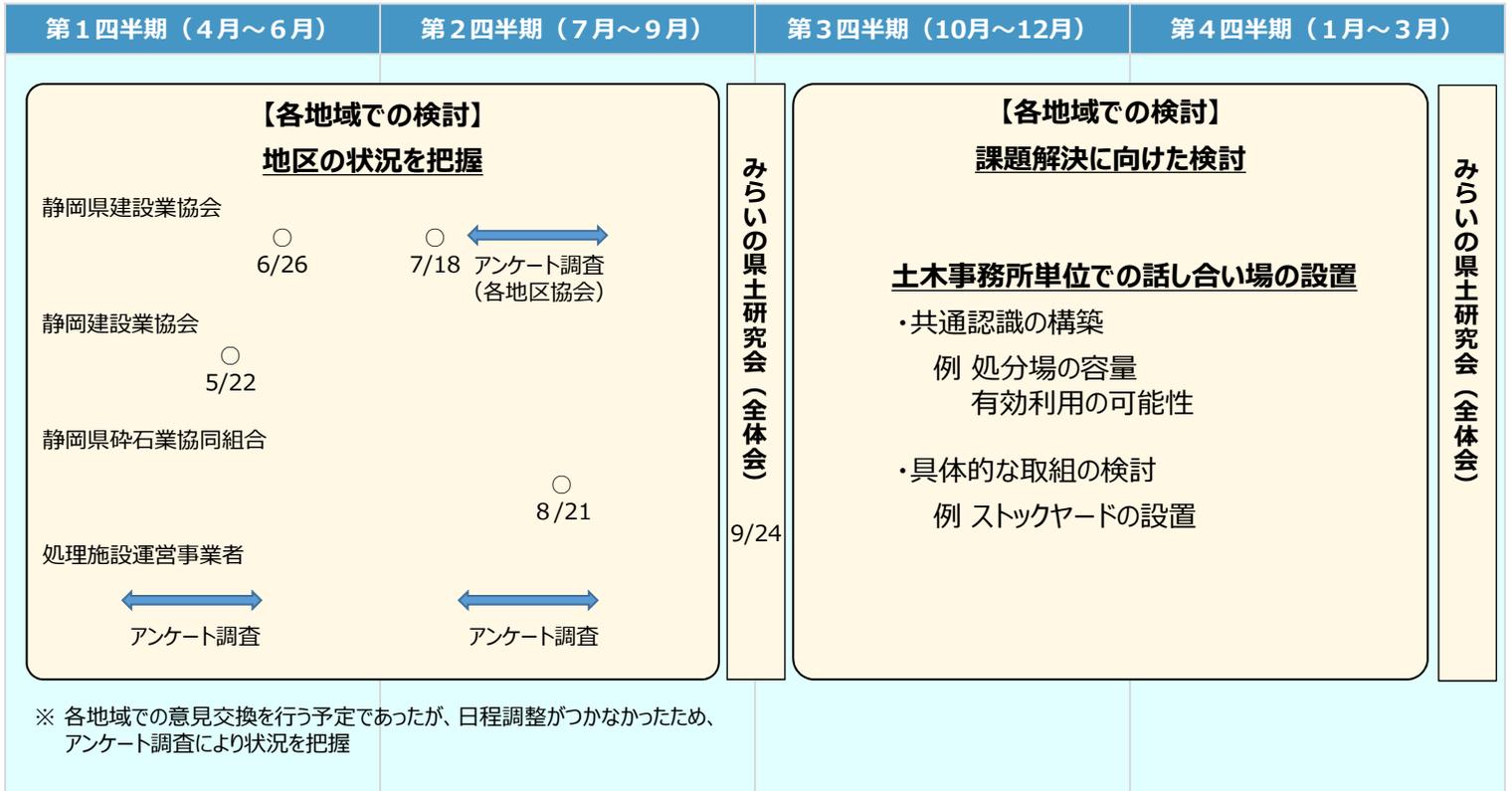
方針3 みらいの県土研究会を各地域でも開催し、地域で異なる状況に応じた建設発生土の適正処理を目指す

- 建設業全体で持続可能な建設発生土の処理の実現を目指し、産学官の関係者間で情報共有、意見交換を行い、連携強化を図る場として、「みらいの県土研究会」を令和5年2月に設置した。

| みらいの県土研究会 | | | | | | | |
|--|------|-------|------|--------|---------|---------|---------|
| 静岡県 | 県内市町 | 建設業協会 | 建設業者 | 残土処理業者 | 測量設計業協会 | 地質調査業協会 | 砕石業協同組合 |
| オブザーバー・アドバイザー | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| 第1回研究会（R5.2.27） 出席者 40名 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立趣旨の説明 ・ 建設発生土の処理に関する基本方針(案)の説明 | | | | | | | |
| 第2回研究会（R5.6.9） 出席者 45名 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設発生土の処理に関する基本方針の説明 ・ 基本方針に基づく県の取組状況の説明 | | | | | | | |
| 第3回研究会（R5.10.30） 出席者 52名 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設発生土の処理に関する基本方針の説明 ・ Stockyard登録制度の説明（国土交通省） ・ 静岡市の建設発生土処理地の公募（静岡市） | | | | | | | |
| 第4回研究会（R6.3.19） 出席者 48名 <ul style="list-style-type: none"> ・ Stockyard整備計画の策定について ・ これまでの意見を踏まえた今後の展開 ・ 建設発生土の再生と有効活用への取組（静岡理工科大） | | | | | | | |

22

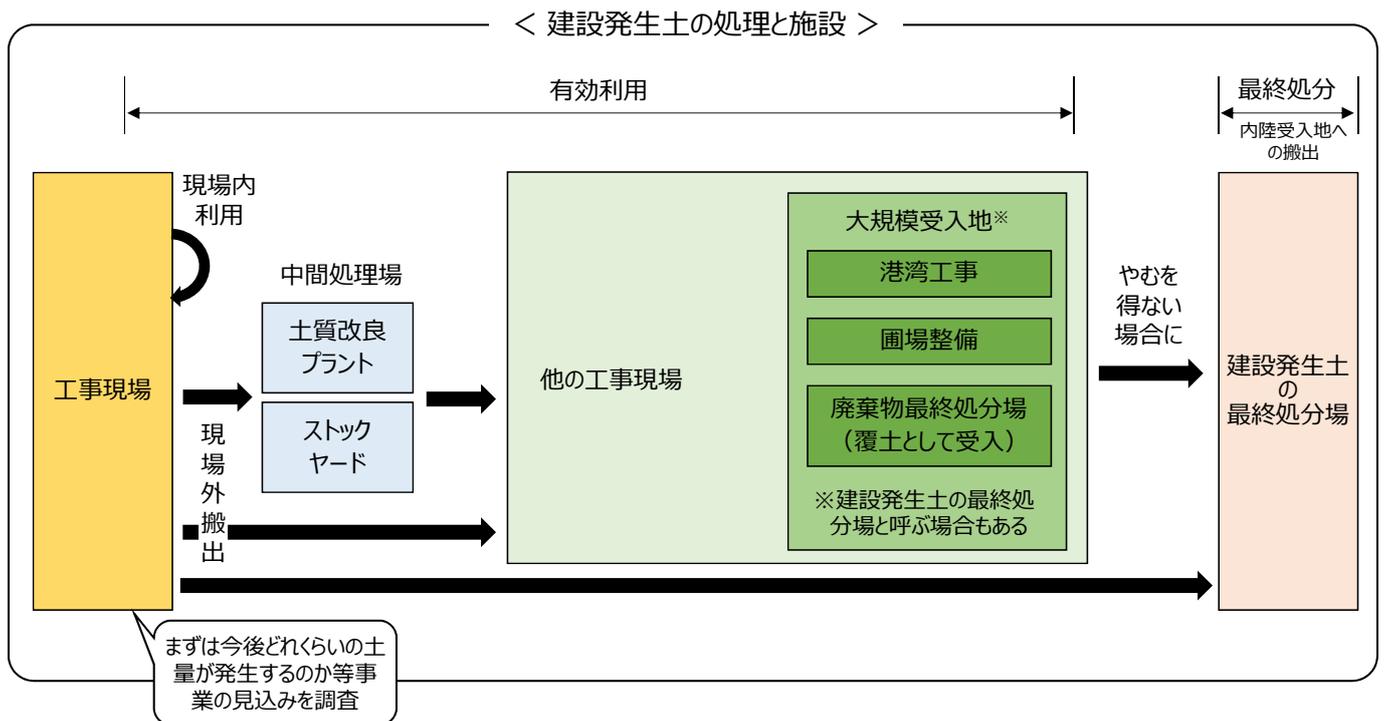
方針3 미래의県土研究会を各地域でも開催し、地域で異なる状況に応じた建設発生土の適正処理を目指す



23

方針4 建設発生土の最終処分場のあり方について検討

建設発生土の適正処理に向けて



➤ 新たに最終処分場の設置を検討する事業者や市町に対し、引き続き、技術相談窓口を通じた技術支援を実施していく。

24

建設業協会地区協会へのアンケート調査結果

建設業協会地区協会へのアンケート調査内容

調査概要

- 1 調査内容 建設発生土の実情に関するアンケート
- 2 調査期間 令和6年8月19日～令和6年9月2日
- 3 回答数 静岡県建設業協会 各地区協会（環境・災害対策委員等）14件
（下田1、三島1、富士7、清水1、静岡1、島田1、袋井1、浜松1）

質問の視点

① 県の取組による地域の状況変化

- 令和5年3月に建設発生土の処理に関する基本方針を策定し、発生抑制、利活用促進、適正処分の3つの柱とした様々な取組による地域の状況変化を確認

② 地域にとって特に重要だと考える県の取組

- 地域にとって今後、取り組むべきだと考える県の取組を確認

③ 建設発生土処理に関する発注者との協議で問題となった事項

- 県の発注や変更対応において改善を希望する事例を把握し意見交換等に活用

県の取組による地域の建設発生土の取り巻く状況変化

Q 前回の聞き取り調査（令和4年度）から約1年半が経過し、令和5年度から開始した県の取組により、地域の建設発生土の取り巻く状況に変化があったか

建設業協会 地区協会名

1 改善された 43%（6票）

- ✓ 富士 3票
- ✓ 静岡 1票
- ✓ 島田 1票
- ✓ 袋井 1票

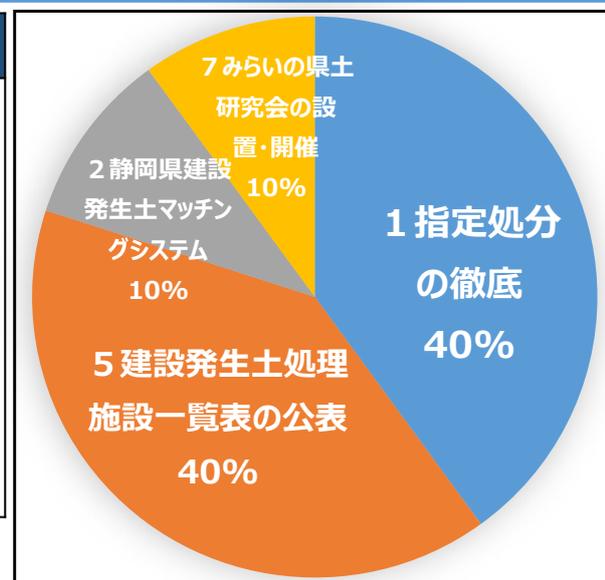
2 変化がなかった 57%（8票）

- ✓ 下田 1票
- ✓ 三島 1票
- ✓ 富士 4票
- ✓ 清水 1票
- ✓ 浜松 1票

地域の建設発生土の取り巻く状況の改善に寄与した県の取組

県の取組

- ① 指定処分の徹底 **4票**
- ② 静岡県建設発生土マッチングシステム **1票**
- ③ スtockヤードの活用 0票
- ④ 土質改良土の利用拡大 0票
- ⑤ 建設発生土処理施設一覧表の公表 **4票**
- ⑥ 建設発生土技術相談窓口の設置 0票
- ⑦ 未来の県土研究会の設置・開催 **1票**



改善された具体例

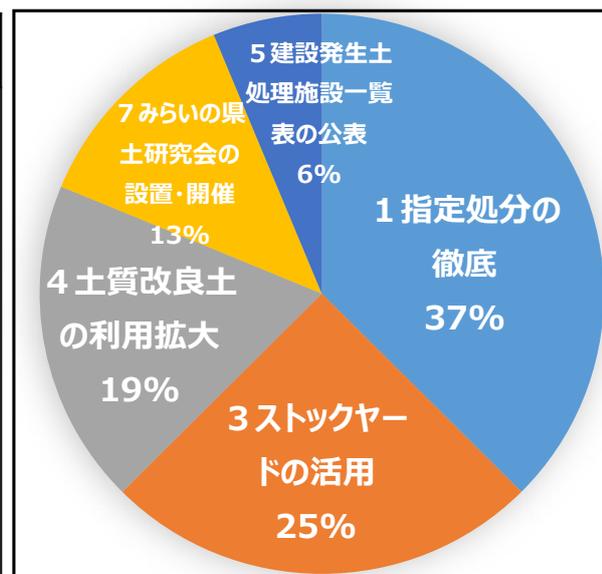
| 取組番号 | これまで（令和4年度時点） | 現在（前回からの変化） |
|------|--------------------|----------------------|
| ① | 処分先が決まらず着工に遅延 | 処分先が明記され問題なく工事が開始 |
| ① | | 無責任な処分地指定が減少 |
| ⑤ | 建設発生土の処分場所が見つからない | 処分場所が一覧表の公表により探し易い |
| ⑤ | 処分場所を下請業者任せ | 一覧表により、施設の把握が出来た |
| ⑤ | 受入不可の場合、代替施設の検討に苦労 | 一覧表で近隣施設の確認が出来、計画し易い |

今後、地域にとって重要だと考える県の取組

Q 建設発生土の取り巻く状況の改善において、地域の特質から、今後、地域にとって重要だと考える県の取組

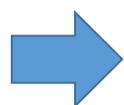
県の取組

- ① 指定処分の徹底 6票
- ② 静岡県建設発生土マッチングシステム 0票
- ③ スtockヤードの活用 4票
- ④ 土質改良土の利用拡大 3票
- ⑤ 建設発生土処理施設一覧表の公表 1票
- ⑥ 建設発生土技術相談窓口の設置 0票
- ⑦ 未来の県土研究会の設置・開催 2票



Q 地域にとって重要だと考える県の取組についての理由

「③ストックヤードの活用」「④土質改良土の利用拡大」「⑦未来の県土研究会の設置・開催」



「資料6 地域部会の基礎資料」に記載

29

今後、地域にとって重要だと考える県の取組についての意見

① 指定処分の徹底

- 玉石、有機物の混入土砂、高含水比の土砂等については、特に発注者による処理施設の受入れ可の確認後の発注が重要
- 発注者が受入れ可を確認した指定処理施設を設計に反映して発注すれば受注者が困ることがない
- 指定処理施設の受入れの実態を調査せずに、コスト優先で机上で決定すると、受注してからの調整時間等に大変な労力が必要
- 指定処理施設の受入れ数量の制限があり、施工日の搬出土量が制限されてしまう
- 指定処理施設に色々な条件の指定があり、施工計画通りの搬出が出来ないため、工程管理に支障が生じている

⑤ 建設発生土処理施設一覧表の公表

- 一覧表の公表により、他地域の処理施設の情報判るのでよい
- 指定処理施設での受入が不可の場合、受注者により処理施設を探すこともあるので、一覧表の正確な情報と施設数の増を希望

30

発注時の指定処分に関する事例 その1

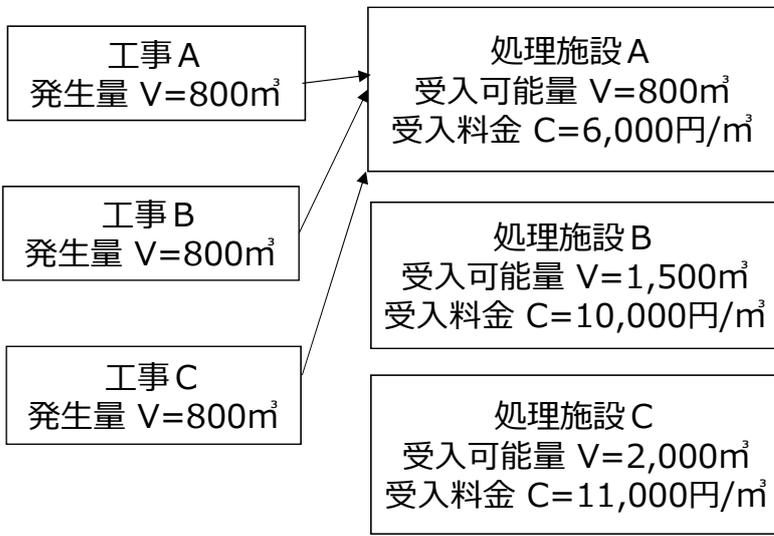
- 契約後に処理施設の受入れが困難であることが判明し、処理施設の変更による**契約内容に大幅な変更**が生じた
- 当初設計の処理施設で土の受入れが出来なかったため、**受注者が別の処理施設を探して対応した**
- 災害復旧工事において、災害査定を受けるまで時間が無いため強引に処分地を一律で決めてしまい、結果、**処分施設の受け入れ能力が無いために混乱**が生じた
- 当初設計の処分場で受け取り出来ない場合が多々あり、**受注者側で別の処分場を探して工事が進むケースが多いが、土砂の運搬距離の設計変更が認めてもらえなかったことがある**

発注時の指定処分に関する事例 その2

- **当初設計で計上されている土砂種別が適切でない**ので、事前に土質を調べる必要がある
また、浚渫土は、石混じりが多いため、第1種建設発生土で処分することは難しい
- **土質によって受け取り不可の処分場もある**ため、発注前にしっかり土質を調べて、**受け取り可能な処分場を設計へ反映することが必要**。
- 搬出処分する土の土質と、受入側での必要とする**土質が合わず**作業が滞り**工期の遅延**が生じた
- 処分場の**受け取り待ちの場合**でも工事は進める必要があるため、**自社ヤードに仮置きして対応しているが、その費用は認めてもらえない**。

発注時の処分先の指定に関する事例

✓ 設計図書に指定されている搬出先に搬出できないことがあるので、適正な発注をして欲しい（処理施設の実態は、処理可能量が小さく受入不能となった事例が多い）



・施設の受入可能量を考慮せず、運搬費を含めて最安値の処理施設Aを搬出先として多数の工事発注

⇒ 処理施設Aが受入可能量を超え、処理施設Bに変更

➡ 一覧表の留意事項に記載している「事前に受入れの可否及び受入条件の処理施設への確認」を技術説明会等で周知徹底します

発注時の設計図書への処理費の計上に関する事例

✓ 残土処理費について、一覧表の単価が設計図書に反映していない（一覧表の単価の1.2倍を計上、開示設計書確認）処理数量を100m³を120m³として計上して欲しい
⇒ 結果、低入札になってしまった

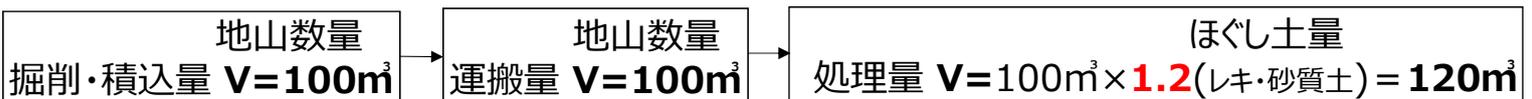
【処理費 = 一覧表の単価（円/m³）
×1.2（レキ・砂質土）】

✗ 不適切な設計数量の計上方法



○ 適切な設計数量の計上方法

【処理費 = 一覧表の単価（円/m³）】



➡ 一覧表の受入れ単価は、ほぐし土量となっていることから、導入した年度の県と市町を対象とした技術説明会で、「地山土量をほぐし土量に換算して設計数量を計上すること」と周知しましたが、改めて技術説明会等で周知徹底します

- 残土処分する場合、当初から土壌分析調査を計上して欲しい（土質分析調査を処理施設より指示される、また自然由来の地山でも有害物質が混入している場合がある）
- 石混じりの場合、ふるい分けが必要であるため、機械・手間を変更設計で計上して欲しい
- 一覧表の受入れ単価が、目まぐるしくアップしていくので、発注時点での受入れ単価ではなく、搬入時点での受入れ単価を採用して頂きたい
- 道路改良工事において、発生土の中に再生下層路盤材、再生盛土材、再生砕石、セメント安定処理等が含まれることがあるが、設計上で建設発生土と産業廃棄物のどちらの扱いになるか

その他（建設業協会以外からの意見・要望）

（建設業者による質問）

- 市町工事において、当初設計で土砂の指定搬出先が明らかに土量に見合わない場所が指定されていたため、発注者に処分先の変更をお願いしたが、入札前の質問や契約前の申し出がなければ変更出来ないとされた

（事務所からの要望）

- 建設発生土処理施設一覧表の掲載について、事務所で利用の県外処理施設についても掲載の対象として欲しい